

京都市告示第301号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年11月14日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科竹鼻緯16号線	山科区四ノ宮神田町32番地の11地先から 同区竹鼻扇町6番地の5地先まで	告示の日
嵯峨経109の1号線	右京区嵯峨大沢柳井手町59番地の3地先から 同町53番地の2地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)